

共済に関する相談・苦情・お問合せは、下記にご連絡ください。

受付時間 平日/9:00~17:00 土曜日/9:00~12:00

☎ **06-6965-2828**

万一、事故が起こった場合は、当組合本部事務所または各事務所へご連絡ください。

受付時間 平日/9:00~17:00

大阪北部事務所	☎ 06-6965-2831	奈良事務所	☎ 0743-59-1701
大阪南部事務所	☎ 06-6965-2833	和歌山事務所	☎ 073-403-6486
河北事務所	☎ 06-6381-6544	滋賀事務所	☎ 077-502-0210
泉州事務所	☎ 072-231-9781	京都事務所	☎ 075-671-1894

平日夜間、休日の場合には、次の夜間・休日事故受付サービスへご連絡ください。

受付時間 平日 17:00から翌日9:00まで 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月4日)については終日

☎ **0120-132583** (無料) 近畿共済事故受付センター

当組合の対応で解決が見つからない場合には、下記の一般社団法人日本共済協会の「共済相談所」にご相談いただくこともできます。また、苦情について納得のいく解決ができず、外部の中立的な第三者機関を利用して紛争の解決を図りたいとお申し出があった場合は、苦情のお申し出内容により、次の紛争解決機関のご紹介もいたします。

苦情処理機関 (一社)日本共済協会の共済相談所 ☎03-5368-5757

紛争解決機関	自動車共済	(公財)交通事故紛争処理センター	☎03-3346-1756
	賠償案件	(公財)日弁連交通事故相談センター	☎0120-07-8325
	その他案件	(一社)日本共済協会の共済相談所	☎03-5368-5757



自動車共済をご契約いただく組合員さまへ
重要事項のご説明

ニーズに合った補償をセットでお選びいただけます!



はじめに

この書面には、自動車共済のご契約をいただくにあたり、特に重要なお知らせが記載されておりますので、ご契約前に必ずお読みください。共済契約者と共済金を受け取られる方(車両共済を契約する場合の車両所有者など)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、共済金を受け取られる方に必ずご説明ください。



契約概要

自動車共済商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください

この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については自動車共済約款をご参照ください。また、ご不明な点は、当組合までお問い合わせください。

用語のご説明

き	共済金	自動車共済約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当組合がお支払いすべき金銭をいいます。
き	共済金額	共済契約により補償される損害が発生した場合に当組合が支払うべき共済金の限度額をいいます。
き	共済期間	共済責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。
き	共済掛金	共済契約者が共済契約に基づいて当組合に払い込むべき金銭をいいます。
け	けん引自動車	トラクターのことです。これに対して、被けん引車はトレーラーのことです。
し	自損事故	運転ミスにより電柱に衝突したり、崖から転落した場合等の事故のことです。
し	時価	損害が生じた地および時における同一の用途車種、車名、型式、仕様、初度登録年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
せ	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、または、ご契約のお車の修理費が車両共済金額以上となる場合をいいます。
と	搭乗者	自動車に乗っている人のことであり、運転者と同乗者を含みます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、法律上の配偶者および婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方をいいます。
ひ	被共済者	共済契約により補償を受けられる方をいいます。
め	免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

1

契約締結前におけるご確認いただく事項

1 共済商品の仕組み

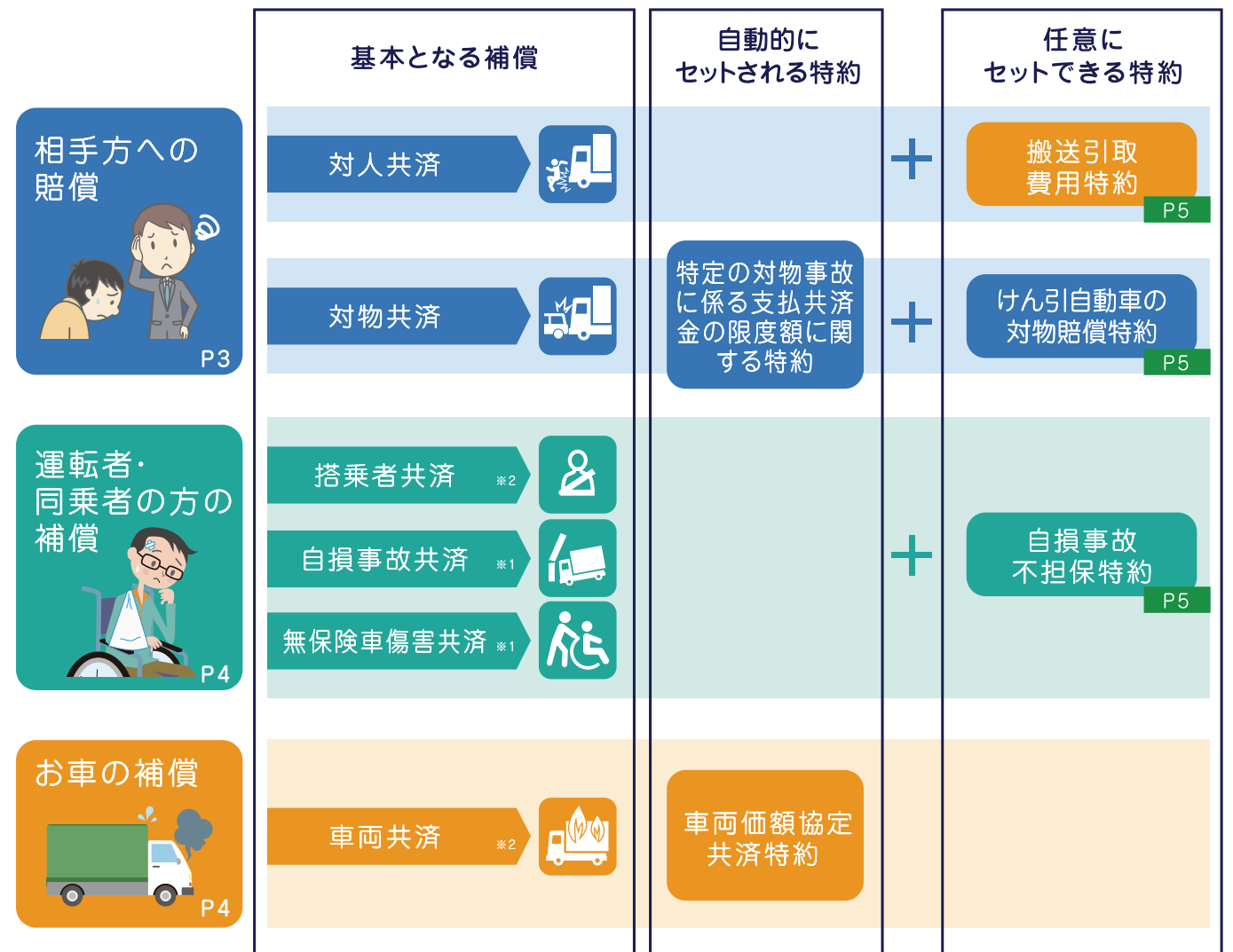


契約概要



仕組み

当組合では自動車事故に関する「相手方への賠償」、「運転者・同乗者の方の補償」、「お車の補償」の3つの補償について、自動車共済の基本となる補償、自動的にセットされる特約、および任意にセットできる特約を次のとおりご用意しています。契約者様のニーズに合わせて必要な補償を組み合わせでお選びいただけます。



※1 自損事故共済および無保険車傷害共済は、対人共済に自動的にセットされています。
 ※2 搭乗者共済、車両共済は、対人共済もしくは対物共済の契約締結車両にのみお引き受けします。なお、被けん引車(トレーラー)については、車両共済単独でもお引き受けします。
 ※3 基本となる補償、自動的にセットされる特約および任意にセットできる特約により共済金をお支払いすると、契約者の次年度の優良割引・割増率に影響します。

細かなサービスで万全サポート!



2 基本となる補償・概要



1 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、共済金をお支払いする主な場合および共済金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、自動車共済約款をご参照ください。



相手方への賠償



対人共済



相手の方にケガをさせてしまった場合に補償します。

ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたりケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合に、相手方1名について共済金額を限度に共済金をお支払いします。なお、自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分に限ります。



対物共済



相手の方の車や家屋などを壊してしまった場合に補償します。

ご契約のお車の事故により、車や家屋などの他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、免責金額を差し引いた額をお支払いします。(※)

※ご契約のお車に積載された危険物またはご契約のお車がけん引する被けん引自動車に積載された危険物の火災、爆発、漏えい起因する対物事故の場合、航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故の場合、および「クレーン・ショベル付」A種工作車、レースカー、ラリーカー等による対物事故の場合、ご契約のお車の対物共済金額が無制限のご契約でも、共済約款第1章賠償責任条項第15条第3項、第4項および「特定の対物事故に係る支払共済金の限度額に関する特約」により、当組合のお支払いする共済金の限度額は30億円になります。

○ 共済金をお支払する主な場合

○ 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害

- 共済契約者・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
- 被共済者の父母、配偶者もしくはお子さま
- 被共済者の業務に従事中の従業員
- 被共済者の使用者の業務に従事中の同僚

- 共済契約者またはその法定代理人、被共済者の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・台風・洪水・高潮または津波、核燃料物質等によって生じた損害

✕ 共済金をお支払できない主な場合

○ 次のいずれかに該当する方の所有、使用、管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害

- 共済契約者
- ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
- 被共済者またはその父母、配偶者もしくはお子さま

運転者・同乗者の方の補償



搭乗者共済



ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガや死亡された場合や後遺障害を被った場合に、共済金をお支払いします。(※)

※死亡共済金は死亡された方の相続人にお支払いします。

- 後遺障害共済金
- 重度後遺障害特別共済金
- 重度後遺障害介護費用共済金
- 医療共済金は受傷された方にお支払いします。

- 自動車の使用について、被共済者が正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車を運転中に、その本人に生じた死亡および傷害
- 脳疾患・疫病・心神喪失によってその本人に生じた死亡および傷害

- 被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じた死亡および傷害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火または津波、核燃料物質等によって生じた死亡および傷害
- 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等運転によりその本人に生じた死亡および傷害
- 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって本人に生じた死亡および傷害
- 共済金を受け取るべきものの故意にて生じた場合は、その方の受け取るべき金額



自損事故共済



自損事故(電柱に衝突したり、崖から転落した場合等)で、ご契約のお車の契約者や運転者が死亡したりケガをし、自賠責保険(共済)で保険金(共済金)が支払われない場合に、共済金をお支払いします。(※)

※死亡共済金は死亡された方の相続人にお支払いします。

- 後遺障害●介護費用●医療共済金は受傷された方にお支払いします。
- 減取補償共済金および臨時費用は契約者様にお支払いします。

- 脳疾患・疫病・心神喪失によってその本人に生じた死亡および傷害
- 自家用乗用車の場合は、契約者の業務に従事中以外の事故による減取補償共済金は支払いません。



無保険車傷害共済



自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡または後遺障害を被った場合で、相手方が対人賠償保険を契約していないなどのため、十分な損害賠償が受けられないときに共済金をお支払いします。補償を受けられる方1名について、対人共済金額(無制限の場合は2億円)を限度とします。

- 自動車の使用について、被共済者が正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車を運転中に、その本人に生じた死亡および傷害
- 次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合

- 共済契約者
- 共済契約者の使用人
- 被共済者の父母、配偶者または子
- 被共済者の使用者
- 被共済者の使用者の業務に無保険車を使用している同僚

お車の補償



車両共済

※車両価額協定共済特約自動付帯



衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、共済金をお支払いします。なお、ご契約のお車が自家用車の場合、車両共済金額の限度額は2,000万円とします。

※車両共済金はご契約のお車の所有者(実質的所有者としての実態を有している方を含みます。)にお支払いします。

- 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方、その法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火または津波、核燃料物質等によって生じた損害
- 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等運転によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗によって生じた損害
- 故障損害
- 取り外された部分品や付属品の損害
- ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害
- タイヤの単独損害

付帯特約 & サービスが充実!



2 免責金額



注意喚起情報

対物共済および車両共済には免責金額(自己負担額)があります。ご契約の免責金額につきましては、申込書の免責金額欄にてご確認ください。

3 主な特約の概要



契約概要



注意喚起情報

主な特約を次のとおりご用意しています。なおこの特約により共済金をお支払いすると契約者様の次年度の優良割引・割増率に影響します。

自損事故不担保特約	自損事故共済については、対人共済契約をされると自動的にセットされていますが、自損事故の場合は労災保険・共済や搭乗者共済と補償が重複することから、契約者様の選択により自損事故共済の取り外しが可能となります。
けん引自動車の対物賠償特約	対物共済をご契約のけん引車(トラクター)が他者のトレーラーをけん引中の事故で、当該トレーラーに滅失、破損または汚損が生じ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、対物共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。注: 被けん引自動車に生じた損害とは修理費(時価を限度)及びレッカー代
搬送引取費用特約	事故または故障で走行不能となったときに発生する車両搬送等にかかる費用(応急処置費用、搬送費用および臨時宿泊費用、移動費用、引取費用)を補償します。対人共済契約のお車にセットできます。補償限度額は、応急処置費用と搬送費用の合計で事故の場合は100万円、故障の場合は30万円です。臨時宿泊費用、移動費用・引取費用は合計5万円です。 (注)被けん引車(トレーラー)のパンクもしくは脱輪については、牽引するトラクターに契約があれば、その応急処置費用および搬送費用を支払います。
車両価額協定共済特約	車両共済に自動的にセットされています。契約時に協定した車両共済金額を上限にお支払いします。

4 ロードサービス



搬送引取費用特約

をセットした場合、ロードサービスを提供します。主なサービスは次のとおりです。

応急処置費用サービス	ご契約の自動車が事故または故障により走行不能となった場合に、現場に急行し、現場にて30分程度で完了する次のような応急処置を行います。 ● バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。) ● キーの閉じ込み時のドアの解錠(イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両は対象外となる場合があります。) ● 脱輪時の路面への引上げ ● タイヤパンク時のスペアタイヤ交換
搬送費用サービス	応急処置では復旧することができない場合に、最寄りの修理工場等に車両を搬送します。

ロードサービス専用フリーダイヤル受付デスクを設置しています。当組合の営業時間にかかわらず、24時間/365日、ロードサービスをご利用いただけます。なお、詳細については「ロードサービスご利用の手引き」に記載していますので参照ください。

5 引受条件(共済金額の設定等)



契約概要

共済金額の設定について	補償の種類ごとに金額を決めていただきます。実際にご契約される共済金額については、申込書の共済金額欄でご確認ください。 車両共済につきましては、共済金額が時価を下回る一部共済のお引受けはしません。なお、車両共済には車両価額協定共済特約が自動付帯されています。全損事故の場合は車両共済金額を、分損事故の場合は実損てん補を行います。適切な共済金額(時価)にてご契約ください。
-------------	---

トラクターとトレーラーのお引受けについて	トラクターについて、対人・対物共済のご契約をいただければ、けん引するトレーラーによる対人、対物事故についてもお支払します。車両共済については、トラクター、トレーラー個別にご契約ください。
----------------------	---

6 共済期間(共済のご契約期間)および補償の開始・終了時期



契約概要



注意喚起情報

共済期間	1年間(1年以内の契約も可能です。)
補償の開始	共済責任は、共済期間の初日の午後4時(共済契約引受証書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。
補償の終了	共済責任の終了は、期間の末日(満期日の午後4時)です。

共済掛金は、原則として、ご契約の申込みと同時に払い込みください。共済期間が始まった後であっても、当組合が共済掛金を領収する前に生じた損害または傷害に対しては共済金をお支払いできません。これにかかわらず、共済期間の初日の翌日から3営業日以内に共済掛金を払い込まれたときは、当組合は共済期間の初日から責任を負います。また、払込期日から7営業日を過ぎても共済掛金の払い込みがないときは、ご契約を解除する場合があります。

3 共済掛金の決定の仕組みと払込方法等

1 共済掛金の決定の仕組み



契約概要



仕組み

共済掛金は、お車の用途・車種、共済金額、割引・割増率の適用等の要素により決定されます。実際にご契約いただく契約者様の共済掛金につきましては、申込書の共済掛金欄にてご確認ください。

割引・割増の名称	割引・割増が適用される場合
優良割引または割増	前年度の共済金支払実績等から算定された補償率にもとづき、ご契約更新時に割引を行います。高補償率の場合は割増になる場合があります。
多数契約割引	共済種目ごとのご契約車両数が5台以上の場合、その車両数に応じて割引します。
新車割引	ご契約のお車が、営業用貨物自動車で、初度登録年月の翌月から12か月以内に契約締結する場合、車両共済掛金を割引します。
安全性優良事業所認定割引(Gマーク割引)	公益社団法人全日本トラック協会が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)により認定を受けている場合、対人共済掛金を割引します。

2 共済掛金払込みに関する事項

(共済掛金払込方法、共済掛金払込期間)



契約概要



注意喚起情報



共済掛金は、ご契約と同時に全額を一括して払い込んでいただく一回払のほか、6回または11回払いの分割払方法があります。なお、一回払の共済掛金には割引があります。分割払は、口座振替による方式で払い込んでください。初回掛金は、現金または小切手にて当組合の取扱銀行に払い込んでください。なお、払込期日は毎月3日または22日となります。

3 共済掛金の支払猶予期間等の取扱い



注意喚起情報



第2回目以降の分割払掛金は、毎月の払込期日に払い込んでください。払込期日から7営業日を過ぎても分割払掛金の払い込みがない場合は、払込期日の翌日以降に事故が発生しても共済金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

4 契約者割戻しに関する事項



契約概要



自動車共済には、満期返戻金・契約者配当金はありません。なお、当組合においては、中小企業等協同組合法にもとづき協同組合事業に認められている利用分量配当が行われています。一事業年度において剰余金があるときは、組合員がその事業年度において共済事業を利用した分量に応じて配当をしております。

24時間、いつでも迅速に対応!



2 契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務 注意喚起情報

ご契約時において、当組合が告知を求めたもの(告知事項)について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容(申込書の記載内容のうち太枠で囲んだ欄)が事実と異なっている場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがあります。申込書の記載内容に間違いがないか再度ご確認ください。

告知事項

- ご契約者のご住所、氏名
- ご契約のお車の用途、車種、登録番号、車台番号、型式、初度登録、積載量、排気量、危険物積載の有無、車両の付属物
- 他の現存契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)について 注意喚起情報

当組合の自動車共済契約は、共済期間が1年以下であるため、クーリング・オフ(申込みの撤回)はできません。

3 契約締結後にご注意いただく事項

1 通知義務 注意喚起情報

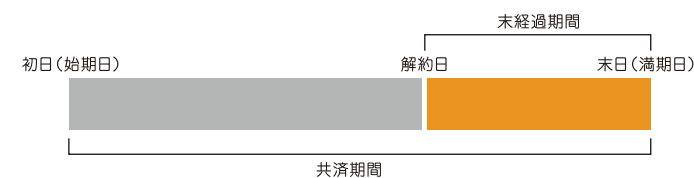
ご契約後において、告知した内容のうち次のものに変更が生じた場合には、遅滞なく当組合にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがあります。

通知事項

- ご契約のお車を代替する場合
- ご契約のお車を譲渡する場合
- ご契約のお車の用途、車種、登録番号(車両番号を含む)または車台番号を変更する場合
- ご契約のお車を競技または試験のために使用する場合
- ご契約のお車に危険物を積載する場合、または危険物を積載した被けん引自動車をけん引する場合
- ご契約のお車を空港構内で使用する場合

2 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項 契約概要 注意喚起情報

ご契約後、共済契約を解約される場合は、当組合にお申出ください。解約に際しては、当組合の定めるところにより共済期間のうち未経過であった期間の共済掛金を解約返戻金としてお支払します。詳しくは、当組合までお問い合わせください。



3 組合員資格喪失による契約の取扱い

ご契約後、共済契約者が定款の規定によって組合員資格を失った場合は、ご契約は失効となります。組合員資格の喪失は、除名、自由脱退、法定脱退等をいいます。なお、この場合は、共済掛金を返戻しません。

4 その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合の手続

万一、事故が起こった場合には、落ち着いて次の処置を行ってください。

- ケガ人の救護(救急車は119番)
- 警察への連絡(警察は110番)
- 事故状況と目撃者の確認
- 二次災害の防止
- 相手側の確認



近畿共済への連絡は正確で迅速な事故報告をお願いします。

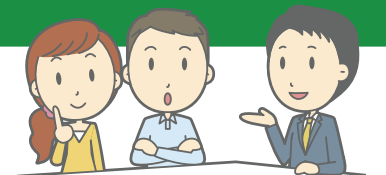
- 当組合本部事務所または各事務所へご連絡ください。
(受付時間 平日 9:00~17:00まで)
- 夜間・休日の場合は、夜間・休日事故受付サービスへご連絡ください。
(受付時間 平日 17:00~翌朝9:00 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月4日)は終日)



事故現場では、示談・口約束など相手方と事故の責任に関する話し合いはしないでください。事故にあったお車を修理される場合は、必ず事前に当組合にご相談ください。当組合が承認する前に修理に着手された場合は、共済金の全部または一部をお支払できないことがあります。

示談交渉について

被共済者が対人・対物事故にかかわる損害賠償請求を受けた場合は、被共済者のお申し出があり、かつ相手方の同意が得られれば、当組合は被共済者のために示談交渉をお引受けします。



示談交渉ができない主な場合

- 対人事故の場合において、被共済者が負担する損害賠償責任額が共済金額および自賠責保険(共済)により支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
- 対物事故の場合において、被共済者が負担する損害賠償責任額が共済金額を明らかに超える場合、または免責金額を明らかに下回る場合
- 相手方との交渉に際し、正当な理由なく被共済者が同行要請などの当組合への協力を拒んだ場合

2 当組合の共済事業に損失が生じ、積立金等の取り崩しによって補てんできない場合は、総代会の議決により共済金を削減、または共済掛金を追徴することがあります。

3 当組合と他損保会社等の優良割引率の違いを利用して、双方を行き来する車両契約(渡り契約)を行った場合には、次年度以降の優良割引率の増加率(割増率の場合は減少率)に補正(抑制)をかけることがあります。

事故後のアフターサービスも全力でサポート！



4 共済金のご請求時にご提出いただく書類

共済金請求に必要な書類	共済科目	相手への賠償		契約車両に運転・搭乗中の方のおケガの補償			お車の補償	
		対人共済	対物共済	自損事故共済	無保険車傷害共済	搭乗者共済	車両共済	搬送引取費用特約
自動車共済金等請求書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書またはこれに代わるべき書類（事故証明書入手不能理由書、事故証明書取得不能・警察不届理由書・被害の届出書等）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	△ ^(注)
所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類（ご契約のお車が盗難された場合）		—	—	—	—	—	◎	—
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる共済金を請求する場合）		◎	—	◎	◎	◎	—	—
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる共済金を請求する場合）		◎	—	◎	◎	◎	—	—
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる共済金を請求する場合）		◎	—	◎	◎	◎	—	—
示談書、判決書等、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類		◎	◎	—	◎	—	—	—
損害が生じた物の価額を確認できる書類、損害が生じた物の修理及びレッカー費用等に要する費用の見積書または領収書、損害が生じた物の写真・画像データ		—	◎	—	—	—	◎	◎
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類		◎	◎	—	◎	—	—	—
被共済者が負担した費用の額を示す書類		◎	◎	—	◎	—	◎	◎
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類		◎	◎	—	◎	—	◎	◎
レントゲンフィルム等の検査資料、その他の後遺障害の内容・程度を示す書類		◎	—	◎	◎	◎	—	—
自賠償保険証明書等、自賠償保険等への加入を示す書類		◎	—	—	◎	—	—	—
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類		◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
共済金請求等に関する委任状、印鑑証明書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
事故発生状況報告書		◎	—	◎	◎	◎	—	△ ^(注)
当組合が共済金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
被共済者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた共済金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類		◎	◎	◎	◎	—	◎	—
自賠償保険無責決定書面等、自賠償保険等の支払責任がないことを示す書類		—	—	◎	—	—	—	—
運転資格、免責事由などの確認すべき事項に関する書類		—	—	◎	—	◎	◎	◎
入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類（傷害に関して支払われる共済金を請求する場合）		—	—	◎	—	◎	—	—
労災事故であることを示す書類		—	—	◎	—	—	—	—
被共済者が負担した移動費用、臨時宿泊費用、引取費用の額を示す書類		—	—	—	—	—	—	◎

(注) 事故による場合



共済金の請求に必要な書類のご案内

被共済者または共済金を受け取るべき方が共済金の請求を行う場合は、左表の書類のうち、当組合が求めるものをご提供ください。

- ご提出いただく書類には◎印を付しています。一印の書類は提出不要です。
- ご請求の内容によっては、前頁掲載以外の書類を必要とする場合があります。また、被害人数分（物件数分）を必要とする場合がありますので、その際はご提出をお願いいたします。
- 損害賠償請求権者が当組合に損害賠償額を直接請求される場合は、前頁の「相手への賠償」欄に◎印を付した書類のうち、当組合が求めるものをご提出ください。

○当組合は、共済金請求に必要な書類をいただいてからその日を含めて30日以内に、共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて共済金をお支払します。必要な事項の確認を行うために、30日を超えて、警察など公の機関の捜査結果の照会等特別な調査が必要な場合には、約款に定める日数までに共済金をお支払いします。この場合、当組合は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を通知します。

5 個人情報の取扱いについて ! 注意喚起情報



共済契約に関する個人情報は、以下のとおり取扱います。

- ご契約内容、契約申込書記載事項やその他知り得た個人情報については、当組合が、共済契約引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、事故防止活動、その他各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本契約に関する個人情報、組合の他の商品・サービスの案内・提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために、医療機関、修理業者、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- 当組合が、全国トラック交通共済協同組合連合会との間で再共済契約を締結し、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求等に必要の場合に提供することがあります。
- 法令により必要とされる場合、契約者・被共済者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

上記以外の当組合のその他の個人情報の取扱いについては、当組合のホームページ <https://www.kinkyo.or.jp> に掲載してある個人情報保護方針等をあわせてご覧ください。